

第2章 資格喪失

1. 資格喪失となる人

被保険者が「退職」「死亡」した場合、あるいは雇用内容の変更により常用的な使用関係でなくなった場合、その事業所での被保険者資格は喪失します。また、当組合に加入している他の事業所（同一事業所の支所間の異動を除く）に日を空けずに異動した場合も一度資格喪失の届出を行い異動先の事業所で「転入」として資格取得の届出を行います。

病気・けがなどによる休職の場合は、使用関係の消滅ではないので資格喪失にはなりません。

ただし、休職が長期にわたり、給与の支払が停まり将来的にも労務に服する見込のない場合、あるいは既に他の職業についているなど、実質的に使用関係の消滅とみるべきときは、資格喪失になります。

2. 資格喪失の手続

退職・死亡・適用除外となった場合、又は後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、「健康保険被保険者資格喪失届」（適2）に「被保険者証」を添えて5日以内に当組合に届出してください。

資格喪失日は、退職・死亡・適用除外の日の翌日、後期高齢者医療制度の被保険者となった日になります。

なお、資格喪失の際、被保険者証を滅失し返納できない場合は、「健康保険被保険者証再交付申請書」（適9）を添付してください。また、資格喪失者が行方不明などにより保険証の回収ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」（適13）を添付してください。